



Rotary Club of Komatsu City News



ROTARY Club of
KOMATSU CITY
国際ロータリー第2610地区
1998年3月25日創立

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-2022年度RIテーマ

「奉仕しよう みんなの人生を
豊かにするために」

例会場：〒923-0868 石川県小松市日の出町4-93

ホテルビナリオKOMATSUセントレ2階 毎週月曜日 19:00点鐘

事務所：同上 ホテルビナリオKOMATSUセントレ1F TEL 0761-20-2610 FAX 20-2600

E-Mail: rotarian@sirius.ocn.ne.jp Home-Page: http://www3.ocn.ne.jp/~rotarykc/

2022年3月14日(月) 小松シティRC第1006回例会 当クラブ出席率 60.61% (補正出席率 60.61%)
会員卓話「消費税インボイス制度と電子取引+電子インボイス」会報広報委員 廣田 信也 会員



予備知識・情報

(1) 「invoiceインボイス」は、「送り状兼請求書および取引の明細を記した証明書」を意味する英語単語です。

今回、国税庁が、使用している用語「インボイス」は、2023年10月に導入される「適格請求書等保存方式」において、物品等の売買に伴う消費税率と消費税額の情報を、売手から買手に伝えるために発行・交付される書類の通称です。

日本商工会議所 インボイス導入準備等の状況を調査

約6割の事業者は「特に何もしていない」

日本商工会議所は2021年11月10日、「『消費税インボイス制度』と『バックオフィス業務のデジタル化』等に関する実態調査結果」を公表した。本調査は、6月7日から7月2日に各地商工会議所の会員企業を対象にヒアリング形式で行われたもので3,812社から回答を得ている。これによると、約6割の事業者がインボイス制度の導入に向けて特段の準備を行っていない。また、課税事業者の2割超が免税事業者との取引を見直す意向を示している。制度導入に向けた課題は「そもそも制度が複雑で分からない」が4割超で最多

インボイス制度導入への準備については「特に何もしていない」と回答した事業者が59.9% (2020年7月調査65.8%) を占めるなど、多くの事業者がまだ具体的なアクションを起こしていない。「請求書等発行や経理・受発注等に係るシステムの入替・改修等を行っている」事業者は6.4% (同5.5%) にとどまった。

制度導入に向けた課題としては、「そもそも制度が複雑でよく分からない」が42.4%で最多となっており、具体的な課題の把握にまで至っていない事業者が多い。

なお、同制度導入後請求書における端数処理は、1請求書あたり税率ごとに1回となり、商品・アイテムごとの端数処理は認められなくなる。この「端数処理ルールの変更」を課題にあげた事業者は3.1%にとどまるが、別の問では、主として対事業者取引を行う事業者の33.2%が「商品・アイテムごと」に端数処理を行っていると回答している。

課税事業者の2割超が免税事業者との取引を見直す意向

同制度の導入後は、原則、免税事業者からの仕入は仕入税額控除が認められなくなる (経過措置期間中は一定の控除が可能)。これを踏まえた課税事業者側の対応だが、

2割超は免税事業者との取引を見直す意向を示しており、約6割は「まだ分からない」としている

2023年10月1日開始のインボイス制度で 何が起きるのか

取引先の分類が重要に

インボイス制度が導入される令和5年10月1日以降、適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除の対象外となり、事業者としては、インボイス制度導入前に仕入先・取引先の洗出しを行い、①登録事業者、②未登録事業者、③免税事業者、に分類する必要がある。

1. 仕入税額控除の要件

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書等の入手と保存が仕入税額控除の要件となる。免税事業者など適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができない

結果、消費税納税額 増加↑と法人税・所得税・住民税納税額 減少↓を合わせると納税負担が増加する。この納税負担増加額の多寡は、計算して見なければ分からない。

インボイス種類、様式・記載事項

適格請求書＝インボイスとは

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の 税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

適格請求書に様式の定めはなく、適格請求書という名称を付ける必要もありません。また、手書きであってもかまいません。請求書、納品書、領収書、レシート等、その名称を問わず、表記①～⑥の記載事項を満たしているものは、すべて適格請求書に該当します（新消法57の4①、インボイス通達3-1）。

例えば、取引の都度「納品書」を交付し、毎月の取引に係る「月次請求書」を交付しているケースを想定する。月次請求書に記載事項を記載していなくても、各納品書に記載事項を記載していれば、各納品書をインボイスとして交付等でき、買手はその各納品書を保存することで仕入税額控除を適用できる。

一方、各納品書にインボイスの記載事項を記載していなくても、月次請求書に記載していれば、月次請求書をインボイスとして交付等でき、買手はその月次請求書を保存することで仕入税額控除を適用できる。又、両書類、複数の書類を併せて記載事項を満たすことにより、インボイスとすることも可能。

(4) インボイスにおける1円未満の消費税額端数処理

インボイス制度では、その記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合は、『1インボイスにつき、税率ごとに端数処理を1回』行うことが必要となる。

売手・インボイス発行事業者としての準備

1. インボイス発行事業者の登録の申請

インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として税務署長の登録を受ける必要がある。登録申請の受付は、2021年・令和3年10月1日に開始済み。原則として、2023年・令和5年3月31日までに申請すれば、インボイス制度の開始からインボイス発行事業者となりますが、実務的には急ぐべきです。

2. インボイスの交付方法と保存方法の決定

課税資産の譲渡等を行う場合に、請求書、納品書、レシートなど、何をインボイスとするか、また、インボイスの交付をどのような方法で行うか（紙の交付か、電子インボイスの提供か）を検討し、交付したインボイスの写しやデータの保存方法についても、検討しておかなければなりません。

3. レジや経理・受注システムなどの改修

4. 取引先に、登録番号とインボイスの交付方法を連絡

インボイス制度への移行をスムーズに進めるため、インボイスとして交付する書面やデータ及びその交付方法は、取引先へ周知し、相互に確認しておく必要があります。得意先への周知方法として2022年1月以降の請求書・領収書にインボイス登録番号を明示してしまうことは有効な手段。

5. 社員研修の実施と対応窓口の開設

インボイス制度に係る社員研修の実施が必要です。社内の担当者及び取引先からの問い合わせに応える担当者を決定し、対応窓口を開設するべきです。

買手・インボイス受領事業者としての準備

インボイス制度は、事業者登録を基礎としている。インボイスは、買手にとっては納付税額を減らすための金券ともいえ、取引ごとに確実にインボイスの交付を受け、これを保存する業務フローを整える必要がある。買手の立場としての必要な準備を考えてみます。

1. 受領したインボイスの保存方法の検討

買手の立場として、どのような方法でインボイスを保存するのか検討が必要です。売手は、自らインボイスの交付方法を決定し、取引先から特に要望等がなければそれを実行することになりますが、買手は、売手が決めた、様々な方法で交付される全てのインボイスを保存しなければならない。単体の書類による交付、**複数の書類による交付**、電子データと書類の組み合わせによる提供と交付、策定が進められている電子インボイスの日本標準仕様による提供等、これらすべてを想定した対応の検討が必要です。

2. 経理・発注システムなどの改修

どのような方法でインボイスを保存するのかを決定したら、必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修を行います。次の3. と関連。

3. 仕入れ先が登録していない場合の対応の検討

課税仕入れであっても、消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。

したがって、仕入先がインボイス発行事業者であるか否かで、仕入れに係る費用の額が変わってくるということです。これによって会計処理も違ってきます。

4. 取引先に、登録の有無とインボイスの受領方法を確認

継続的に取引を行う仕入先（売手）に対して、インボイス発行事業者の登録の有無、受領するインボイスの様式、インボイスの受領方法を確認しておきます

5. 社員研修の実施と対応窓口の開設

インボイス制度に係る社員研修の実施が必要です。社内の担当者及び取引先からの問い合わせに対応する担当者を決定し、対応窓口を開設するべきでしょう。

【会長挨拶】

小松基地でのF15戦闘機の訓練が39日ぶりに再開されました。昨日の夕方に青空を勇ましく滑空する複数のF15を見ました。搭乗され亡くなった両隊員には謹んでお悔やみを申し上げます。ロシアの侵攻が続く今般においては、コマツの空にF15が再び戻ったことで安心感を覚えた市民は多いのではないのでしょうか。ロシア侵攻では多くの人間が亡くなっていることは周知の事実ですが、動物もまたしかりです。ウクライナ地方では市民が家族に一員であるペットとの避難を余儀なくされている一方、ブリーダーが犬や猫を置き去りにしたり、南部のミコライウでは動物愛護センターが攻撃され、100頭のネコが死亡。また、路上で息絶えた動物を見る機会も多いそうです首都キエフの動物園では、動物を守るため、飼育員やその家族らが園に残って共同生活を送ってます。キエフの東にある保護区からライオン6頭、トラ6頭などを乗せたトラックが、2日間かけてポーランドに到着。輸送中に運悪くロシア兵に遭遇した時、ロシア軍は職員らに銃口を向け、動物を殺すと脅しました。職員らは『動物たちに危害を加えるなら、まず私たちをやってからにしろ』と言って、文字通り動物を命がけで守りました。動物たちを国境まで連れてきた運転手と男性3人はその後、今度は街を守るためキエフに戻っていったそうです。戦争では人だけでなく、多くの生物が犠牲となることを改めて実感しました。さて、昨日新しい知事が誕生しました。谷本政権に代わって舵をとることは大変困難なこととは思いますが、石川県民として新しいリーダーへの期待値は非常に大きいです。

**【幹事報告】**

- ・配布資料 週報27号
- ・3/26（土）3RC合同職業講話例会中止のご案内

「小松シティRC ニコニコボックス 会員卓話御礼・その他」

- ・鈴木隆史「廣田さん、本日は急な要望にもかかわらず詳しい内容での卓話を有難うございました。まずは登録致します！」
- ・河北和則「本日は廣田会員、インボイス制度の貴重なお話心より感謝致します。事業主様にとって重要で大切な情報頂き本当に勉強になりました。電子取引の情報もこれからの時代の必要な知識だと痛感致しました。また次回も期待しております。」
- ・山崎秀雄「我々零細企業に分かり易く説明して頂き有難うございます。」
- ・角谷治男「廣田さん、今日の卓話有難うございました。」
- ・杉本隆「廣田さん、本日はお忙しい中卓話有難うございます。「消費税インボイス制度と電子取引」について大変勉強になりました。」

（順不同・敬称略）

【編集】 会報広報委員会